

令和7年度

関市留守家庭児童教室<「夏休み期間のみ」入室のご案内 >

留守家庭児童教室は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対して、家庭に代わる遊びや生活の場を提供するものです。指導員らの見守りにより、児童の健全な育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的としています。

「夏休み期間のみ」入室を希望される方は、下記の事項を読んでいただき、手続きを行ってください。

1. 利用期間 7月22日(火)～8月27日(水) 終業式及び始業式の日は利用できません。
2. 開室時間 午前7時30分 ～ 午後7時 (ただし、利用者の利用状況によって開室時間は異なります)
3. 閉室日 土・日曜日、祝日、その他市長が必要と認めた日(気象警報発令時など)
4. 開室場所 学校内施設 ※お盆の期間(8月13日～15日)は、場所を変更することがあります。
5. 対象児童 市内の小学校に就学している1～6年生までの児童
 ※5, 6年生の入室は、定員を超えない教室に限り受入れが可能です。
 定員を超えた場合、保護者の送迎によって校区外の教室を利用することができます。
 (富野小留守家庭児童教室または南ヶ丘小留守家庭児童教室のどちらか)
6. 入室要件
 - (1) 保護者(同居及び同一校区内の祖父母等を含む)が昼間就労している場合
 (1か月の間に**15日以上**、1日に**4時間以上**の勤務がある場合。内職は除外。)
 - (2) 大学等への就学または就労を目的とした技能訓練のための就学(職業訓練校等)をしている場合
 - (3) 病気療養中(精神もしくは身体に障がい有している場合も含む)の場合
 - (4) 同居または別居の親族を介護または看護している場合
 - (5) 出産予定月とその前後1か月である場合

<注意点>

- ・ 上記(1)の「同居または同一校区内の祖父母」は、利用開始時点で**65歳未満**とします。
- ・ 著しく心身に障がいがある児童や、教室の運営上支障があると認められる場合は利用できません。
- ・ 病気またはけがを治療している間は利用できません。
- ・ 急に必要になった時だけ利用するための申請はできません。**週に3日以上**の利用が必要です。
- ・ 保護者の仕事が休みの日は利用できません。また、仕事が終わったらすぐに迎えにきてください。
- ・ これまでに利用料を滞納している方はご利用できません。

7. 申込み方法

パソコン又はスマートフォンからオンラインで申請してください。市ホームページから、申請フォームにアクセスし、フォームに申請内容を入力します。就労証明書などの「必要書類」(下記参照)を、カメラで撮影して添付し、送信してください。※必要書類は申請前にご準備ください。

※オンライン申請は24時間提出が可能です。ぜひご利用ください。

関市ホームページはこちら⇒



■必要書類 (※利用開始時点で65歳以上の祖父母等に関する書類は不要です。)

保育できない理由	提出書類 (オンラインの場合はカメラで撮影して添付)
就労(内職は除く)	就労証明書
就学又は職業訓練	学生証または合格通知の写し、訓練在籍証明書等
病気療養	診断書または身体障害者手帳等の写し 入院の場合は入院期間が分かる書類
介護・看護	介護・看護が必要であることが分かる診断書、手帳や介護保険証など等級が分かるページの写し
出産	母子手帳(出産予定日が分かるページ)の写し

≪オンライン申請ができない場合≫

申請書等の提出書類にご記入の上、申込先へご提出ください。

【提出書類】

- (1) 関市留守家庭児童教室入室許可申請書（裏面も記入）
- (2) 引き渡し登録カード
- (3) 就労証明書又は保育できないことが分かる書類 ※上記「必要書類」をご確認ください。
- (4) 関市留守家庭児童教室使用料減免申請書（減免申請される方のみ）

※「就労証明書」や「入室許可申請書」などの各様式は教育総務課、各地域事務所（西部支所除く）、各留守家庭児童教室に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

【申込先】 教育総務課（市役所本庁舎5階）、各地域事務所（西部支所除く）、各留守家庭児童教室（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

7. 使用料

(1) 月額使用料（市へ納めるもの）

区分	月額使用料（8時から利用する場合）				※午前7時30分から利用する場合の追加料金（月額）
	午後5時まで	午後6時まで	午後6時30分まで	午後7時まで	
7月	3,000円	3,750円	4,500円	5,625円	左の区分ごとの使用料 +750円
8月	8,000円	10,000円	12,000円	15,000円	左の区分ごとの使用料 +2,000円

※ 同一世帯2人目以降の使用料は半額です。

※ ひとり親世帯かつ令和7年度市民税が非課税の世帯は使用料の半額が減免となります。（要申請）

使用料は、毎月20日頃納付書を発送しますので、期日までに金融機関で納付してください。これまでに口座振替の登録のある方は口座からの引き落としとなります。（7月分の納期は7月31日。8月分の納期は9月1日です。）

口座振替を希望される場合は、金融機関の窓口で手続きをしてください。（7月上旬までに）

※口座振替依頼書の用紙は銀行窓口にあります。

(2) 実費負担金（各教室へ支払うもの）

- ・おやつ、教材等 4,000円
 - ・スポーツ保険料 800円（すでに春休みにご利用いただいた方は納入済みですので不要です。）
- ※途中で退室された場合は、実費負担金は払い戻しができませんのでご了承ください。

8. 審査及び入室決定

期限内に申込みをされたものについて入室要件等の審査を行います。審査後、入室の可否決定を行い、6月末までに「留守家庭児童教室入室許可（不許可）決定通知書」を保護者へ郵送します。

9. その他

留守家庭児童教室は、各教室一定のルールのもと指導員の指示に従って児童たちが生活しています。保護者、児童ともに「入室に関する確認書」の内容を守れず、留守家庭児童教室の管理・運営上妨げになる行動があった場合は、利用をお断りすることもあります。

また、夏休み中は、平常時に比べ多くの利用者が見込まれます。教室のスペースが限られている中、長時間を多人数で過ごさなければならないため、児童にも負担がかかる場合があります。過ごしやすい教室作りを心がけて参りますが、何卒ご理解ご協力をお願いします。

※ 送迎時は必ず玄関までお越しいただき、保護者と指導員が、直接児童の引き渡しをしてください。

【お問合せ先】

関市役所 教育総務課
留守家庭児童教室担当
電話 0575-23-7722(直通)